

## 司法制度改革と労働関係事件

菅野 和夫

( 司法制度改革審議会 2000.12.1. )

1 . 労働関係事件裁判のあり方は、労使紛争解決制度の全般的改革という大きな課題のひとつの柱

2 . 国民のより利用しやすい司法、法治国家の担い手としての司法 - - 労働関係事件についても司法の役割の強化を

(1) 労使紛争解決における司法の限定的な役割

(2) 行政中心の公的労使紛争解決システム

(3) 雇用・労使関係における司法の役割の重要性

3 . 国民により身近で利用しやすい裁判 - - 労働関係事件の性格に応じた裁判システム

(1) 労働関係事件の専門性 - - 手続きにおける特別の対応

(2) 労働関係事件の専門性 - - 判断を行う者についての特別の対応

4 . 労働関係事件に関する司法制度改革の具体的課題

(1) 司法制度の全体的改革との関係

(2) A D R の整備

(3) 労働事件裁判システムの強化

簡易迅速な裁判手続の実現

判断の体制 - - 雇用労使関係の知識経験を有する者の参加

(4) その他の課題

労働委員会命令の行政訴訟のあり方

労働法の専門教育